

【資料 1】

労働安全衛生法のラベル・ＳＤＳ・リスクアセスメント制度の概要

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

労働安全衛生法のラベル・SDS・リスクアセスメント制度の概要

1 労働安全衛生法における規定

労働安全衛生法（以下「法」という。）では、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、一定の危険有害性を有する化学物質及びこれらを一定以上含有する製剤について、譲渡・提供の際に危険有害性の情報の伝達を義務付けるとともに、それらを製造又は取り扱う事業者にリスクアセスメントの実施を義務付けている。具体的には、

- ラベルによる容器等への危険有害性の表示（法第57条第1項）
- SDS※交付等による危険有害性情報の通知（法第57条の2第1項）及び情報の更新（同条第2項）
- ラベル・SDS等の情報を踏まえ、リスクアセスメントの実施（法第57条の3第1項）

※ SDS (Safety Data Sheet ; 安全データシート) : 化学物質の成分や人体に及ぼす作用等の危険有害性情報を記載したデータシート

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第57条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第1項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一・二（略）

2（略）

第57条の2 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第1項の物（以下この条及び次条第1項において「通知対象物」といふ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第2項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一～七（略）

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第57条の3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3・4（略）

ラベル・SDS対象物質、リスクアセスメント対象物

2 義務対象物質の範囲

● ラベル表示の義務対象物質

- ・爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤
その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの（労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第18条）
- ・法第56条第1項の物（製造許可物質）

● SDS交付等の義務対象物質（通知対象物）

- ・労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの（令第18条の2）
- ・法第56条第1項の物（製造許可物質）

※ 令第18条及び第18条の2では同一の物を規定

● リスクアセスメント対象物

- ・法第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物

→ラベル表示、SDS交付等、リスクアセスメント実施の義務対象物質は全て同一。

新たな化学物質規制におけるSDSの通知方法の改正

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日) 施行済み

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができる。

(改正前)

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法
(磁気ディスクの交付、
FAX送信など)



(改正後)

- 事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知が可能
- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
 - ・FAX送信、電子メール送信
 - ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

3-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1 施行済み

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を通知（※）することとする。

5年以内ごとに1回、記載
内容の変更の有無を確認

→ 変更があるときは、
確認後1年内に更新

→ 変更をしたときは、
SDS通知先に対し、変更内容を通知

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

ラベル・SDS対象物質、リスクアセスメント対象物の拡大

4-1 ラベル・SDS対象物質、リスクアセスメント対象物の拡大の考え方

- 国が行う化学品の分類（JIS Z7252（GHS^{※1}に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類）の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質を、法第57条第1項及び第57条の2第1項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の名称等のラベル表示及びSDS交付等の義務対象物質（ラベル・SDS対象物質）とする考え方へ転換。
- これまでの令別表第9に個々の物質名を列挙する規定方法から、令では対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、当該性質や基準に基づき個々の物質名を厚生労働省令に列挙する方法へ改正し、ラベル^{※2}・SDS対象物質を追加。

※ 1 GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

※ 2 新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質について、施行日において現に存するものについては、施行後1年間はラベル表示に係る安衛法第57条第1項の規定を適用しない。

4-2 ラベル・SDS対象物質、リスクアセスメント対象物の追加のスケジュール

	急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1のもの	左記以外のいずれかの有害性区分で区分1のもの	区分1となる有害性区分がないもの
現行	R4.2.24改正 (R6.4.1施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R7.4.1施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R8.4.1施行)
ラベル・SDS対象物質	約670物質	+234物質	+約640物質(法令名称) (CASベースで約700物質)
施行日に現存する追加物質に係るラベル表示の適用猶予	R7.3.31まで	R8.3.31まで	R9.3.31まで

(参考) ラベル・SDS対象物質、リスクアセスメント対象物の今後の追加スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 以降
国が行うGHS分類 ※物質数は概数	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質
ラベル・SDS 対象物質への追加 ※物質数は概数	234 物質	約640 物質 (CASベースで 約700物質)	約780 物質 (CASベースで 約850物質)	150~300 物質	50~100 物質	...

※物質数は概数

令和2年度までにGHS分類実施済

R4.2.24改正政令公布
R6.4.1施行

R5.8.30改正政令公布
R5.9.29改正省令公布
約640物質はR7.4.1施行
約780物質はR8.4.1施行

R6年度改正予定
R9.4.1施行予定

R7年度改正予定
R10.4.1施行予定